

**大分県地域防災計画の修正(案)  
新旧対照表  
【事故等災害対策編】**



# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第3部 災害応急対策

改正前				改正後																			
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動 県内で風水害等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。 (略)</p> <p>2 災害救助法適用基準 (1) 略 (2) 略 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td> <td>1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分</td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対象	期間	備考	輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内		<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動 県内で風水害等により大規模な被害が発生し、<b>または発生するおそれがある</b>場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。 (略)</p> <p>2 災害救助法適用基準 (1) 略 (2) 略 <b>(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</b></p> <p>(略)</p> <p>4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td> <td>1. 被災者<b>及び避難者の避難に係る支援</b> 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分</td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対象	期間	備考	輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者 <b>及び避難者の避難に係る支援</b> 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	対象	期間	備考																				
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内																					
救助の種類	対象	期間	備考																				
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者 <b>及び避難者の避難に係る支援</b> 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内																					

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第6節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>5 広域的な応援による市町村への支援 県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の<u>被災市区町村応援職員確保システム等</u>に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p> <p><b>第7節 広域的な応援要請</b></p> <p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の<u>被災市区町村応援職員確保システム等</u>に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や<u>上記システム</u>に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等</p>	<p><b>第6節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>5 広域的な応援による市町村への支援 県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p> <p><b>第7節 広域的な応援要請</b></p> <p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や<u>上記制度</u>に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

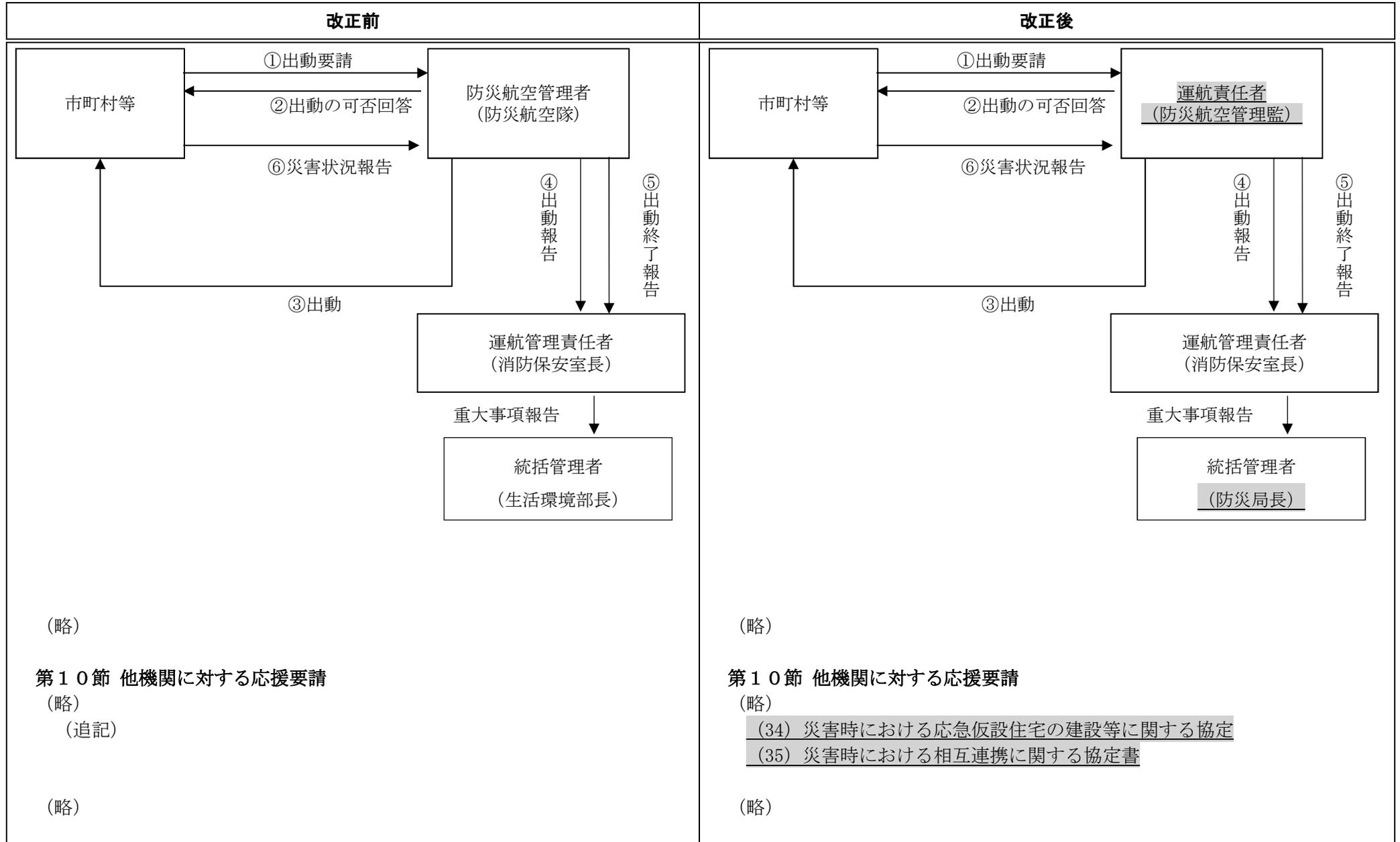
事故等災害対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や被災市区町村応援職員確保システムによるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。 (略)</p> <p><b>第8節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>2 運航管理体制</p> <p>(1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（統括管理者）が行う。</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。</p> <p>(3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務は、防災航空管理監（防災航空管理者）が処理する。</p> <p>(4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>5 緊急運航の要件 防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできるものとする。</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。</p>	<p>に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や<u>応急対策職員派遣制度</u>によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。 (略)</p> <p><b>第8節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>2 運航管理体制</p> <p>(1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（統括管理者）が行う。</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。</p> <p>(3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務は、防災航空管理監（<u>運航責任者</u>）が処理する。</p> <p>(4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。</p> <p><u>(5) 防災航空管理アドバイザー（運航安全管理者）は、運航の安全を確保する観点から、運航責任者等に対し、防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 緊急運航の要件 防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできるものとする。</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第3部 災害応急対策



# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第15節 交通確保・輸送対策</b> (略)</p> <p>5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ニ 県民への交通規制情報の提供 広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関(警察、道路管理者)は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第16節 広報活動・災害記録活動</b> 1 (略) 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (1) 活動体制の確立 災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。 イ 報道機関への協力要請 広報・情報発信班は、<u>迅速かつきめ細かな広報について</u>、報道機関に対して協力の要請を行う。 (略) (5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成 (略) ハ 報道機関に対する情報の提供。 報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。 (略) (ヘ) 住民に対する<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>及び避難場所等の状況 (略)</p> <p><b>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</b> <b>第3節 避難の勧告・指示等及び誘導</b></p>	<p><b>第15節 交通確保・輸送対策</b> (略)</p> <p>5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ニ 県民への交通規制情報の提供 <u>県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより一元的に発信する。また、</u>広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関(警察、道路管理者)は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第16節 広報活動・災害記録活動</b> 1 (略) 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (1) 活動体制の確立 災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。 イ 報道機関への協力要請 広報・情報発信班は、報道機関に対して協力の要請を行う。 (略) (5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成 (略) ハ 報道機関に対する情報の提供。 報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。 (略) (ヘ) 住民に対する<u>避難指示</u>及び避難場所等の状況 (略)</p> <p><b>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</b> <b>第3節 避難の指示等及び誘導</b></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>なお、本節では、避難の<u>勧告</u>・指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>市町村長は、避難の<u>勧告</u>・指示及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の<u>勧告</u>・指示及び避難誘導に積極的に協力する。</p> <p>なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において、避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p>(略)</p>	<p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>なお、本節では、避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>市町村長は、避難の指示及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の指示及び避難誘導に積極的に協力する。</p> <p>なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において、避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p>(略)</p>
<p>1 <u>避難勧告</u>・措置の責任体制</p> <p>災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを<u>勧告</u>し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難勧告</u>・<u>避難指示</u>（緊急）等の基準</p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、<u>避難勧告</u>等の発令時には、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>イ <u>事前避難</u>（<u>勧告</u>）</p> <p>火災の延焼等のおそれがあるときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。</p> <p>ロ <u>緊急避難</u>（<u>指示</u>）</p> <p>火災の延焼が間近に迫ったり有毒ガスが発生するなど著しく危険が切迫して</p>	<p>1 <u>避難指示</u>・措置の責任体制</p> <p>災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難指示</u>等の基準</p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、<u>避難指示</u>等の発令時には、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>イ <u>避難指示</u></p> <p>火災の延焼等のおそれがあるときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。</p> <p>火災の延焼が間近に迫ったり有毒ガスが発生するなど著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>いと認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p>(2) 避難勧告・避難指示(緊急)等の情報伝達</p> <p>イ 避難勧告等の発令時は、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(風水害編第3部3章第3節12参照)により、住民に周知する。</p> <p>ロ 災害対応支援システムで入力した避難勧告・避難指示(緊急)等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行うことにより、確実な伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 県の実施する避難措置</p> <p>(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力</p> <p>イ 地区災害対策本部庶務班は管内市町村の避難勧告・指示の状況を把握し、総合調整室情報収集班に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難勧告等の解除</p> <p>避難勧告等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4章 被災者の保護・救護のための活動</b></p> <p><b>第1節 避難所運営活動</b></p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難勧告・避難指示(緊急)及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専</p>	<p>させる。</p> <p>(2) 避難指示の情報伝達</p> <p>イ 避難指示等の発令時は、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(風水害編第3部3章第3節12参照)により、住民に周知する。</p> <p>ロ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行うことにより、確実な伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 県の実施する避難措置</p> <p>(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力</p> <p>イ 地区災害対策本部庶務班は管内市町村の避難指示等の状況を把握し、総合調整室情報収集班に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難指示等の解除</p> <p>避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4章 被災者の保護・救護のための活動</b></p> <p><b>第1節 避難所運営活動</b></p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難の指示及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>用の避難所を確保する。            県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理            (略)</p> <p>(7) 女性の視点からの避難所運営            ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>所を確保する。            併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。</p> <p>県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等            新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理            (略)</p> <p>(7) 女性の視点からの避難所運営            ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、<u>男女ペアによる</u>巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 広域避難            ○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。            ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。            ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>7 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。 また、県外都道府県の市町村への受入れが必要な場合については、被災者救援部避難所対策班は受援・市町村支援室広域受援助班が連携して当該他の都道府県へ要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略) 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p>	<p>との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>○県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>○県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。</li> <li>・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略) 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(1) 住宅ニーズの把握</p> <p>(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 住宅の供給方針</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(2) 住宅ニーズの把握</p> <p>(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</p> <p>(略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b></p> <p>1 災害復旧事業の施行の基本方針            災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進            公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。            なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。  <u>また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事实施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u>            (新設)</p>	<p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b></p> <p>1 災害復旧事業の施行の基本方針            災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進            公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。            なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。</p> <p><b>3 国土交通省等の権限代行制度</b></p> <p><u>○ 県は、市町村道(県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。</u></p> <p><u>○ 市町村は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p><u>○ 県又は市町村は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
<p>3 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>4 その他の災害復旧事業の推進 (略)</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略)</p> <p>9 住宅の応急修理（災害救助法）</p>		<p>○ 県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>○ 県は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>5 その他の災害復旧事業の推進 (略)</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略)</p> <p>9 住宅の応急修理（災害救助法）</p>	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>(※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない)</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。</p>	対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者 (応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く)</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>(※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない)</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。</p>
10 応急仮設住宅の供与 (災害救助法)		10 応急仮設住宅の供与 (災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。</p> <p>2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。</p> <p>(住宅の応急修理との併用不可)</p>	支援の内容	<p>1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。</p> <p>2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。</p> <p>(住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
<b>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援</b> 2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）					<b>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援</b> 2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）				
種類	融資				種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫				支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の $\frac{3}{12}$ 又は年間粗収益の $\frac{3}{12}$ のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）		農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の $\frac{6}{12}$ 又は年間粗収益の $\frac{6}{12}$ のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p><b>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策</b></p> <p><b>I 放射性物質事故対策</b></p> <p><b>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務</b></p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>イ 放射性物質監視体制の整備</p> <p>ロ 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>ハ 初動体制の充実</p> <p>ニ ヘリコプター受援体制の充実強化</p> <p>ホ <u>大分県高度情報ネットワークシステム</u>の習熟</p> <p>ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施</p> <p>ト 情報の収集・連絡</p> <p>チ 活動体制等の確立</p> <p>リ 緊急輸送活動の支援及び調整</p> <p>ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等</p> <p>ル 医療救護活動の実施、応援要請等</p> <p>ヲ 施設及び設備の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 放射性物質事故予防</b></p> <p>(略)</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 防災情報通信網等の整備</p> <p>イ 県は、<u>大分県高度情報ネットワークシステム</u>を利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 放射性物質事故応急対策</b></p> <p>1 災害情報の収集伝達</p> <p>(3) 県及び県警察本部の採るべき措置</p>	<p><b>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策</b></p> <p><b>I 放射性物質事故対策</b></p> <p><b>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務</b></p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>イ 放射性物質監視体制の整備</p> <p>ロ 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>ハ 初動体制の充実</p> <p>ニ ヘリコプター受援体制の充実強化</p> <p>ホ <u>大分県防災情報システム</u>の習熟</p> <p>ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施</p> <p>ト 情報の収集・連絡</p> <p>チ 活動体制等の確立</p> <p>リ 緊急輸送活動の支援及び調整</p> <p>ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等</p> <p>ル 医療救護活動の実施、応援要請等</p> <p>ヲ 施設及び設備の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 放射性物質事故予防</b></p> <p>(略)</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 防災情報通信網等の整備</p> <p>イ 県は、<u>大分県防災情報システム</u>を利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 放射性物質事故応急対策</b></p> <p>1 災害情報の収集伝達</p> <p>(3) 県及び県警察本部の採るべき措置</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編 第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>ホ 県は、国や<u>独立行政法人放射線医学総合研究所</u>等の専門家の指示、指導または助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行なうなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。 (略)</p> <p>2 活動体制の確立 (3) 市町村の活動体制 市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ<u>県消防防災ヘリコプター</u>等の応援要請を実施するものとする。 (略)</p> <p>4 捜索、救助・救急、医療救護および消火活動 (2) 消火活動 ロ 県は、市町村等の要請に基づき、<u>消防防災ヘリコプター</u>による消火、偵察等を実施するものとする。 (略)</p> <p>6 避難誘導 市町村は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 <u>避難の勧告・指示等及び誘導</u>」の定めにより、地域住民等に対し<u>避難の勧告または指示等</u>の必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>	<p>ホ 県は、国や<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>等の専門家の指示、指導または助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行なうなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。 (略)</p> <p>2 活動体制の確立 (3) 市町村の活動体制 市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ<u>県防災ヘリコプター</u>等の応援要請を実施するものとする。 (略)</p> <p>4 捜索、救助・救急、医療救護および消火活動 (2) 消火活動 ロ 県は、市町村等の要請に基づき、<u>防災ヘリコプター</u>による消火、情報収集活動等を実施するものとする。 (略)</p> <p>6 避難誘導 市町村は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 <u>避難の指示等及び誘導</u>」の定めにより、地域住民等に対し<u>避難の指示等</u>の必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p><b>第3節 放射性物質事故応急対策</b> 1 災害情報の収集伝達 (5) 放射性物質事故災害情報伝達系統図 放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。</p>	<p><b>第3節 放射性物質事故応急対策</b> 1 災害情報の収集伝達 (5) 放射性物質事故災害情報伝達系統図 放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p><b>II 原子力災害対策</b></p> <p><b>第1節 各機関の処理すべき事務又は業務</b></p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>イ 放射性物質監視体制の整備</p> <p>ロ 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>ハ 初動体制の充実</p> <p>ニ ヘリコプター受援体制の充実強化</p> <p>ホ <u>大分県高度情報ネットワークシステム</u>の習熟</p> <p>ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施</p> <p>ト 情報の収集・連絡</p> <p>チ 活動体制等の確立</p> <p>リ 屋内退避・<u>一時移転</u>体制の構築</p> <p>ヌ 緊急輸送活動の支援及び調整</p> <p>ル 救助・救急活動に係る応援要請等</p> <p>ヲ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等</p> <p>ワ 県外避難者の受入体制の構築</p> <p>カ 食品検査体制の整備</p> <p>コ 広報活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 市町村</p> <p>イ 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>ロ 初動体制の充実</p> <p>ハ 防災行政無線の習熟</p> <p>ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加</p> <p>ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等</p> <p>ヘ 活動体制等の確立</p> <p>ト 警戒区域の設定</p> <p>チ 屋内退避・<u>一時移転</u>体制の構築</p>	<p><b>II 原子力災害対策</b></p> <p><b>第1節 各機関の処理すべき事務又は業務</b></p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>イ 放射性物質監視体制の整備</p> <p>ロ 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>ハ 初動体制の充実</p> <p>ニ ヘリコプター受援体制の充実強化</p> <p>ホ <u>大分県防災情報システム</u>の習熟</p> <p>ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施</p> <p>ト 情報の収集・連絡</p> <p>チ 活動体制等の確立</p> <p>リ 屋内退避・<u>避難</u>体制の構築</p> <p>ヌ 緊急輸送活動の支援及び調整</p> <p>ル 救助・救急活動に係る応援要請等</p> <p>ヲ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等</p> <p>ワ 県外避難者の受入体制の構築</p> <p>カ 食品検査体制の整備</p> <p>コ 広報活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 市町村</p> <p>イ 情報の収集・連絡体制の強化</p> <p>ロ 初動体制の充実</p> <p>ハ 防災行政無線の習熟</p> <p>ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加</p> <p>ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等</p> <p>ヘ 活動体制等の確立</p> <p>ト 警戒区域の設定</p> <p>チ 屋内退避・<u>避難</u>体制の構築</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>リ 災害の拡大防止活動の実施</p> <p>ヌ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整</p> <p>ル 広報活動の実施</p> <p>ヲ 住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営</p> <p>ワ ヘリコプター受援体制の充実強化 （略）</p> <p><b>第2節 被害想定</b> （略）</p> <p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響</p> <p>本県は、最寄りの原子力発電所(伊方発電所)から約45kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を検討していくものとする。 （略）</p> <p><b>第3節 原子力発電所事故事前対策</b> （略）</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備</p> <p>（2）避難所等の確保・整備</p> <p>市町村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。</p>	<p>リ 災害の拡大防止活動の実施</p> <p>ヌ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整</p> <p>ル 広報活動の実施</p> <p>ヲ 住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営</p> <p>ワ ヘリコプター受援体制の充実強化 （略）</p> <p><b>第2節 被害想定</b> （略）</p> <p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響</p> <p>本県は、最寄りの原子力発電所(伊方発電所)から<u>最短で</u>約45kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を検討していくものとする。 （略）</p> <p><b>第3節 原子力発電所事故事前対策</b> （略）</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備</p> <p>（2）避難所等の確保・整備</p> <p>市町村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p>

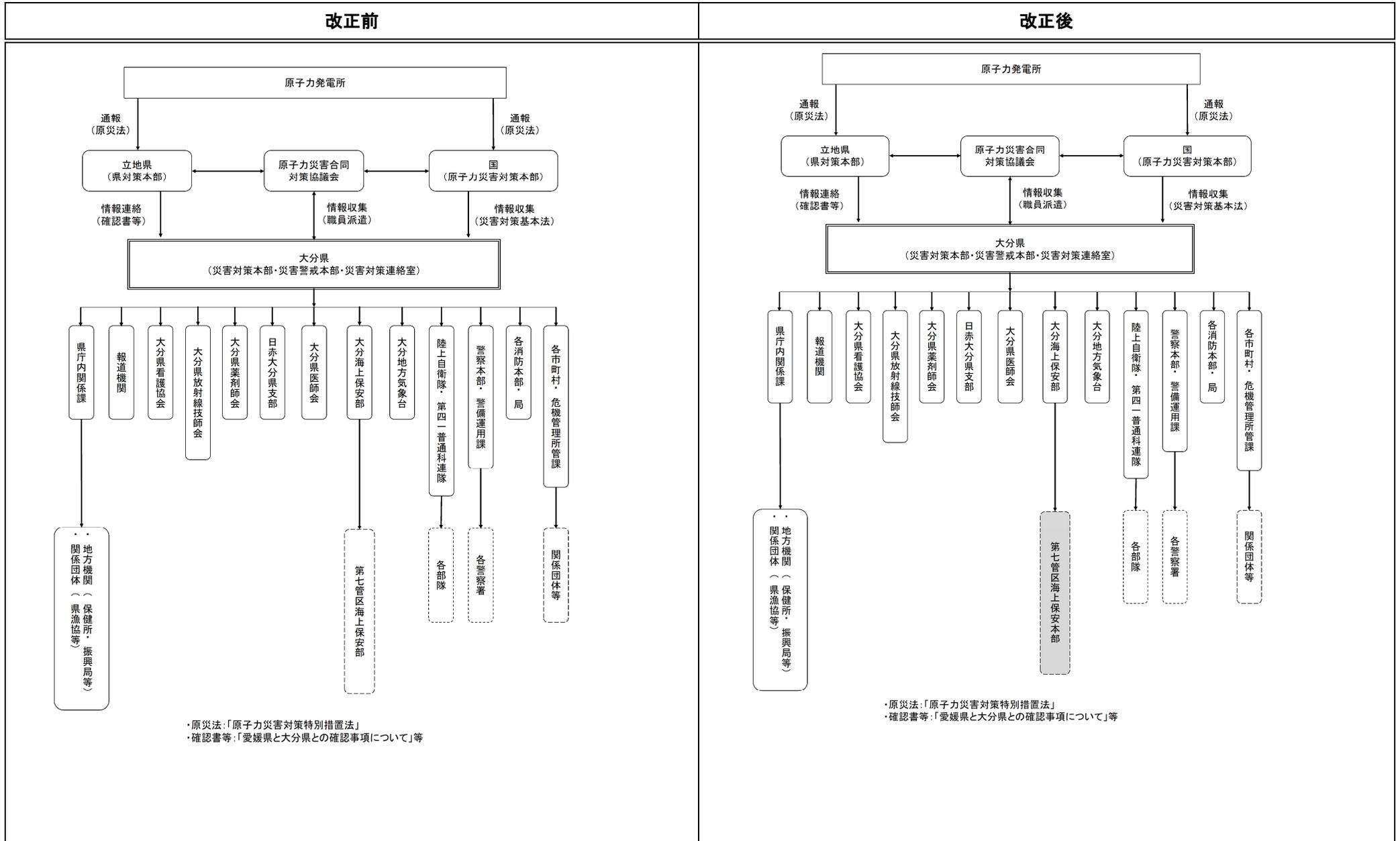
# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p><b>第4節 原子力発電所事故応急対策</b></p> <p>1 情報の収集・連絡活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 立地県への職員の派遣(総合調整室)</p> <p>県は、国から原子力緊急事態宣言が出され、対策拠点施設(オフサイトセンター)において原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、必要に応じて県災害対策本部の職員を派遣し、情報収集に努めるものとする。</p> <p>■情報連絡系統</p>	<p>(略)</p> <p><b>第4節 原子力発電所事故応急対策</b></p> <p>1 情報の収集・連絡活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 立地県への職員の派遣(総合調整室)</p> <p>県は、国から原子力緊急事態宣言が出され、対策拠点施設(オフサイトセンター)において原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、必要に応じて県災害対策本部の職員を派遣し、情報収集に努めるものとする。</p> <p>■情報連絡系統</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策



## 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>2 住民等への情報伝達(総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班)</p> <p>(2) 情報伝達の内容</p> <p>ロ 災害応急対策の状況(県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、<u>緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等</u>)</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班)</p> <p>(1) 警戒事態・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合(災害対策連絡室・災害警戒本部の体制時)</p> <p>県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地内緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態後の対応(災害対策本部の体制時)</p> <p>イ 空間放射線量率の測定</p> <p>屋内退避・一時移転及び飲食物・地域産品の摂取制限等の防護措置の実施を早期に判断するための指標として、空間放射線量率を測定する。</p> <p>測定に際しては、国(原子力規制庁)と協議のうえ、県内5箇所のモニタリングポストに加え、あらかじめ定めた実施要領に基づき必要に応じて測定地点を追加し、測定を実施する。ロ 環境試料の測定大気浮遊じん等の環境試料中の人工放射性核種について測定を実施する。</p>	<p>2 住民等への情報伝達(総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班)</p> <p>(2) 情報伝達の内容</p> <p>ロ 災害応急対策の状況(県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等)</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班)</p> <p>(1) 警戒事態・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合(災害対策連絡室・災害警戒本部の体制時)</p> <p>県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地内緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態後の対応(災害対策本部の体制時)</p> <p>イ 空間放射線量率の測定</p> <p>屋内退避・一時移転及び飲食物・地域産品の摂取制限等の防護措置の実施を早期に判断するための指標として、空間放射線量率を測定する。</p> <p>測定に際しては、国(原子力規制庁)と協議のうえ、県内5箇所のモニタリングポストに加え、あらかじめ定めた実施要領に基づき必要に応じて測定地点を追加し、測定を実施する。ロ 環境試料の測定大気浮遊じん等の環境試料中の人工放射性核種について測定を実施する。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(3) 放射性物質拡散情報(SPEEDI 情報)などの収集</p> <p>県は、緊急時モニタリング及び住民の屋内退避等の防護措置指示の参考とするため、原子力規制委員会の試算する放射性物質の拡散予測等の計算結果について、国及び立地県に対して提供を求めるとともに、必要に応じて立地県に職員を派遣し、収集に努めるものとする。放射性物質拡散情報(SPEEDI 情報)などの収集に努める。</p> <p>5 屋内退避等の防護活動</p> <p>(2) 屋内退避、避難勧告及び指示</p> <p>市町村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための<u>立ち退きの勧告又は指示</u>を行うものとする。</p>	<p>削除</p> <p>5 屋内退避等の防護活動</p> <p>(2) 屋内退避、<u>避難指示</u></p> <p>市町村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための<u>立ち退きの指示</u>を行うものとする。</p>